

弁護士として働くことができる「偉せ」

日本司法支援センター本部等



東京弁護士会会員
山本 明日香
Yamamoto, Asuka

1 はじめに

「偉せ」とは、人と人がつながつて創り出した幸せのこと。このように言う方がいます。この原稿を書こうと思ったとき、今の私は「偉せ」だなと思いました。本稿で自分のスタッフ弁護士としての経験を、少しだけ紹介させてください。

2 2009年神奈川

私が、弁護士1年目の養成事務所として過ごしたのは、横浜綜合法律事務所です。企業法務などもたくさん手掛けており、スタッフ弁護士としては経験できない種類の事件にも接することができました。

私が、指導担当の大島弁護士から一番影響を受けたことは、「相手の理解度に合わせて、分かりやすく説明する」という態度です。事前準備の段階では、法的知識を駆使して丁寧に検討したにもかかわらず、依頼者など専門家でない方への説明は、あえて平易で分かりやすい言葉を使い、相手が萎縮しないようフレンドリーな態度で打合せに臨まれていました。「弁護士は職人だと思っている。養成弁護士の指導担当だと、師匠と弟子のように、1年掛けて自分の知識や経験を伝えられるからうれしい。」と言っていただいた言葉は

忘れられません。私は一番弟子のつもりでいます。

3 2010年多摩

法テラス多摩法律事務所に赴任して働いていた2011年3月11日に、東日本大震災が発生しました。ちょうど電車で移動していたときだったので、徒歩で半日掛け事務所まで歩き、どうにか日が暮れる前に戻ることができました。事件記録をパンパンに詰めていたキャリーケースは、途中で壊されました。交通網は復帰せず、不安の中、事務所の職員の皆さんと一緒に一夜を過ごしました。あって当たり前と思っていた日常がなくなりました。

弁護士会多摩支部の動きは早かったです。勉強会をすぐ開き、弁護士として避難者支援を行う先輩弁護士たちの姿を目にしていました。私も味の素スタジアムなどの避難所に行って、被災者相談などを担当しました。

当時、弁護士になって3年目の私は力量不足を痛感しており、自分はスタッフ弁護士どころか弁護士としてやっていく資格がないかもなどと悩んでいたのですが、どんなに力が足りなかったとしても、弁護士として目の前の仕事を一つ一つ精一杯やっていくことで何らかの形で社会の役に立ててい

るのではないか、と思うことができるようになりました。一念発起して、品川区社会福祉協議会の社会福祉士養成コースに通い、社会福祉士の資格を取りました。

もう一つ印象深かった出来事は、未成年後見案件の受任です。多摩支部子どもの権利に関する委員会から声を掛けていただき、多摩スタッフ弁護士の未成年後見案件受任第1号になりました。当時の支部長から「未成年後見を担当することは、その子が成人するまで責任を持つってことだよ。だから、その子が成人するまで、健康で元気に弁護士の仕事を続けなくちゃいけないんだよ。」と激励の言葉を掛けていただきました。少ししんどくなったときには、この言葉を思い出し、今でも健康で元気に弁護士の仕事を続けることができています。当時中学生だった彼も少し前に成人し、大学生となり、今は社会福祉士を目指していると聞いています。うれしい限りです。

新米だった私を、多摩支部の皆さんには本当に温かく迎えていただきました。未熟な自分を多摩支部子どもの権利に関する委員会の委員長に選任してくださったこと、若手の仲間たちと共に「弁護士子どもの悩みごと相談」や法教育委員会を多摩支部内に発足させ

たこと、紙面には収まり切らない出来事がたくさんあります。

4 2016年東京

刑事事件を受任することが多かった多摩とは180度異なり、法テラス東京法律事務所では民事事件、特に自発的には司法サービスを求めづらい方々のもとに出向くなどして積極的に働きかけ、福祉機関の職員と協働しながら、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」の案件を多く受任しました。法律事務所に来ることができない方が多く、福祉職の方と一緒に、様々な相談者や依頼者のご自宅や施設におじゃましました。

「東京」。こう聞くと、華やかな大都市を思い浮かべる方も多いかもしれません。けれども、東京スカイツリーの明かりが見える場所で、にぎわっている駅から徒歩で行くことができる場所で、社会の片隅で、床に穴が開いていたり、逆にゴミで床が見えないような場所で、ひっそりと暮らしている相談者や依頼者にたくさん出会いました。

5 2019年沼津

沼津は、高齢化の進んでいる地域で、依頼者の多くは65歳以上の方々でした。歴代のスタッフ弁護士の奮闘もあって、地域包括支援センター等との連携案件が多く、美しい景色を楽しみながら、地域内を飛び回りました。

法テラス沼津法律事務所で印象的だったことは、静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」との連携です。法科大学院で知的財産法を学び、また障害のある方の案件も受任してきましたが、「障害のある人の芸術活動を支援し、知的財産として守る」と

いう発想は、それまでの私にはありませんでした。セミナーの講師なども依頼されたため、他県で先進的な活動をされている現役スタッフ弁護士・OBに相談したところ、快く資料などを提供していただきました。各地に新分野を切り開いている同僚がいることに助けられました。

6 2021年本部

そして、現在は、中野坂上にある日本司法支援センター（法テラス）本部で、第二事業部・総務部の部付及び特定施策推進室の室付として勤務しています。企業内弁護士に比較的近い仕事内容だと思います。これまでに国選、犯罪被害者支援に関する制度の改善や法テラス自体に関するリーガルチェックなどに携わってきました。

本部勤務の感想は、「忙しい！そして楽しい！」です。2024年4月に施行された国選弁護人等の報酬に関する契約約款の改正にも、職員の一人として関わらせていただきました。十数年前にスタッフ弁護士として採用された日、まさ



「みらーと」の講演会（真ん中が筆者）

かこういった分野の仕事に触れることができるとは思ってもいませんでした。スタッフ弁護士の仕事は多彩です。そして、本部の職員の皆さんのが、本当に一生懸命働いておられるということをお伝えしたいです。

7 終わりに

これまでに出会ったたくさんの方々とのつながりに助けていただき、今までスタッフ弁護士として働くことができています。一人一人のお顔を思い浮かべながら、心の中で改めて感謝し、経験談を終わろうと思います。

東奔西走が目に浮かぶ

山本さんがスタッフ養成として当事務所で過ごした1年間は、持ち前のバイタリティーと「うっかり」で、とてもにぎやかでした。送別会の席で私が「素直さと一所懸命さがあれば、大抵のことはどうにかなる。」と、大雑把な助言をして送り出したことは、今でも覚えています。

今回、この奮闘記を読んで、今でも私の助言を守ってくれているんだ、と感慨にふけると同時に、巨大なキャリーケースをガラガラ引きながら、東奔西走する山本さんの姿が目に浮かんできます。

現在はデスクワークが中心のようですが、また現場に復帰して活躍することと、今後は後進の育成にも留意していくことを願ってやみません。

From 大島 正寿（神奈川県弁護士会会員）